

議決権行使に係る方針

UBP インベストメンツ株式会社

UBP グループ（以下、「UBP」）は、2012年3月に国連責任投資原則（UN PRI）に署名した後、環境、社会、コーポレートガバナンス（ESG）課題を投資活動に取込むことにコミットしてまいりました。弊社はUBPの一員として、責任投資の根幹をなす議決権行使についてその重要性を認識し、積極的に資産運用会社としての責務を果たすべく、以下議決権行使に係る原則を公表いたします。

金融商品に付与された議決権行使の原則

弊社は、専ら投資家の利益のために、積極的、独立的な立場で議決権を行使します。議決権行使とコーポレートガバナンスに関する分析を行うことは、弊社に運用を託されたファンドにとって重要な要素になります。議決権行使の主な原則は、(1) 株主価値を最大化する提案を支持すること、(2) 利益相反による影響を受けないこと、(3) サステナビリティ（持続可能性）が考慮されていること、(4) ファンドに対する費用対効果を考慮すること（議決権行使費用や株式ブロック等）です。

UN PRI で定義されているように、責任投資は、「環境、社会及び ESG 課題を投資意思決定プロセスと所有慣習に取り組むことが投資ポートフォリオのパフォーマンスに良い影響を及ぼす」と定義づけることができます。

このような原則に基づき弊社は、運用を委託された様々なポートフォリオに付与された議決権をいつ行使することが株主の最大の利益につながるかを決定します。

本分析は、議決権を行使する際の費用対効果を考慮して行われ、弊社が運用を託されたファンドを2つのカテゴリに分類します。

- ・ タイプ1サブファンド：議決権を積極的に行使することが効率的であり、株主にとって最大の利益となるファンド（またはサブファンドの投資方針に議決権行使が規定されている場合）
- ・ タイプ2サブファンド：議決権を積極的に行使することが非効率であるか、または株主にとって最大の利益とならないファンド（例えば、投資残高が少ない場合等）

原則として、弊社に運用の委託をされている 15 億円以上の全ての株式サブファンドは、タイプ 1 サブファンドに該当します。

実際には、サブファンドが保有する証券の議決権は、UBP が任命した **Institutional Shareholder Services Inc.**（以下、「ISS」）によって行使されます。ISS は、株主の最大の利益となり得る提案には賛成し、そして、ESG リスク管理の欠如を含む株主の不利益に関する提案または行動には反対します。

しかしながら、ファンド・マネージャーが ISS の推奨を受けない場合もあり、そのような場合には、弊社の投資委員会が ISS の推奨を受けない例外案件について内容の確認を行い、最終的な議決権行使の内容を決定します。

議決権行使は、原則として、ISS のサステナビリティ方針に従って行使されます。この原則は、サブファンドの投資方針及び PRI の方針の適用も受けます。

原則の要約は、次のとおりです。

取締役会の独立性	原則として下記の条件を満たしていない場合は、非独立取締役（代表取締役を除く）の選出または再選には反対票を投じます。 a) 独立取締役の数が株主に選出された取締役の 50% 以上、または b) 株主により選出されていない取締役を含む現地法で要求される全ての取締役会メンバーの 3分の2 以上が独立取締役である。
主要委員会の独立性	監査委員会または報酬委員会に属している執行役の取締役選出には反対票を投じます。監査委員会または報酬委員会を有していない会社は、取締役会が委員会の役割を担っているとみなします。その場合は、代表取締役を含む執行役が取締役に選出されることに反対票を投じることがあります。
議長 の 独 立 性	原則として、議長と代表取締役の兼任に反対

	<p>票を投じます。</p> <p>前の代表取締役が監督委員会または取締役会の議長に選出または再選されることに反対票を投じます。</p>
リスク管理の欠如	<p>ESG リスクを管理出来ない取締役には反対票を投じることがあります。ガバナンス、スチュワードシップ、リスク監視または会社の顧客本位の業務運営に関する責任、ESG リスク課題に関する重要な欠如が見受けられる個別の取締役、委員会メンバーまたはそのような可能性のある取締役会全体には、反対票を投じるかまたは投票を保留することがあります。</p>
取締役の解任	<p>取締役と執行役の解任については個別事案毎に投票します。</p> <p>ESG リスクを管理出来ない取締役会の責任軽減に関する提案には反対票を投じることがあります。</p>
非監査証明業務費用	<p>非監査証明業務費用が標準的な監査業務費用を上回る、もしくは現地の慣習または法によってより厳しく設定されている費用を上回る監査役に対しては反対票を投じます。</p>
授權資本構造	<p>現在の発行済み株式資本は増資後授權資本の 30% 未満にならないければ、増資前授權資本の 100% までを増資する非特定提案に賛成の票を投じます。</p>
新株優先引受権	<p>現在の株主が優先権を持つ場合、発行済株式の 100% まで発行することに賛成の票を投じます。</p>

	現在の株主が優先権を持っていない場合、発行済株式の20%まで発行することに賛成の票を投じます。
--	---

以上

附則

平成30年11月1日施行

令和2年8月26日一部改正

令和3年7月19日一部改正